

福 障 宅 第 363 号
令和 8 年 7 月 1 日

指定障がい福祉サービス事業者
指定障がい者支援施設設置者
指定障がい児通所・入所支援事業者 各位

福岡市福祉局障がい在宅福祉課長
福岡市こども未来局障がい児事業所指導課長

令和 7 年度福祉・介護職員等処遇改善加算等の実績報告の提出について（通知）

日頃から福岡市の障がい保健福祉行政にご協力いただきありがとうございます。

さて、令和 7 年度に福祉・介護職員等処遇改善加算を算定した事業所等は、各事業年度における最終の加算の支払いがあった月の翌々月の末日までに、福祉・介護職員等処遇改善加算等 実績報告書（令和 7 年度）（以下、「実績報告書」という）を提出することとなっています。

つきましては、当該年度最終の加算の支払月が 5 月となるため、7 月末が実績報告書の提出期限となりますので、下記のとおり実績報告書を提出されますようお願いいたします。

記

1 提出期限

令和 8 年 7 月 31 日（金）（必着）

※実績報告書の提出がない場合は、加算の算定要件を満たしていないものとして全額返還となる場合もありますので、必ず提出してください。

2 提出書類

（1）実績報告書【別紙様式 3】

3 提出様式

市ホームページからダウンロードしてください。

【掲載先】

<https://www.city.fukuoka.lg.jp/fukushi/syougaisyashien/health/sevice/hukusikaigosyokuintohenosyogukaizennituite.html>

4 提出について

(1) 提出先

担当部署	対象事業者	提出先 URL
福祉局 障がい在宅福祉課	福岡市内で障がい福祉サービス等を行う事業者	https://55f28760.form.kintoneapp.com/public/455851b449747eda6ab5c34bd3201b7aa6c704efb7712db530adf6254aefee02
	福岡市内で障がい福祉サービス等と障がい児支援事業との両方を行う事業者	
子ども未来局 障がい児事業所 指導課	福岡市内で障がい児支援事業のみを行う事業者	https://aso-education.form.kintoneapp.com/public/25city-shogaishogu-kids-report-mail

(2) 提出ファイル名

【(法人名)実績報告書(障がい)】

※必ず Excel 形式のまま提出してください。

(3) 注意事項

- ・提出後、登録のメールアドレスに提出完了メールが届きますので、ご確認ください。
- ・今回の届出に係る受付等業務は、民間企業へ委託にて実施します。
- ・電子提出のみとしており、書類郵送・持ち込みでの提出は原則できません。
- ・問い合わせについては、専用ホームページのお問い合わせフォームにて受け付けます。
- ・計画書提出後にメールアドレスが変更になった場合は、専用ホームページのお問い合わせフォームからお知らせください。

5 留意事項

- ・令和7年度の処遇改善加算等の算定要件は、賃金改善額が加算による収入額（令和6年度の加算の一部を令和7年度に繰り越した場合はその額も含む）を上回ることであります。加算による収入を下回る場合は要件を満たしていないことになり、既に支給された処遇改善加算等の一部若しくは全部を不正受給として、返還を求める場合がありますので、処遇改善加算等による収入は必ず全額を賃金改善に充ててください。（国保連から「福祉・介護職員等処遇改善加算等総額のお知らせ」が事業所に送付されていますので、そちらを確認してください。）
- ・実績報告書の様式は、昨年度の様式とは異なっていますのでご注意ください。
- ・今回の届出にあたっては、原則、様式以外の添付資料（証明資料）の提出を求めませんが、以下の点にご留意ください。
 - ① 指定権者から提出の求めがあった場合には、速やかに提出すること。
 - ② 虚偽の実績報告や不正請求があった場合は、介護給付費等の返還や指定取消となる場合があること。

6 厚労省通知文

「福祉・介護職員等処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（令和7年3月7日付障障発 0307 第1号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知及び子ども家庭庁支援局障害児支援課長